


登録商標「」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 23(行ケ)10326・平成 24 年 11 月 15 日(3 部)判決<請求認容/審決取消>⇒特許ニュース NO.13399

### 【キーワード】

商標法 4 条 1 項 15 号，同法 4 条 1 項 11 号，斜め 3 本細巾帯図形，アディダス印，運動靴，観念類似，離隔的観察，混同

### 【主 文】

- 1 特許庁が無効 2010 - 890100 号事件について平成 23 年 6 月 8 日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

### 【事 実】

- 1 特許庁における手続の経緯

被告(株式会社ニッセンホールディングス)は，下記商標(以下「本件商標」という。)の商標権者である。

#### 記

登録番号 第 4913996 号  
 出願日 平成 17 年 5 月 25 日  
 登録査定日 平成 17 年 10 月 28 日  
 登録日 平成 17 年 12 月 9 日  
 商標 別紙記載 1 のとおり  
 商品及び役務の区分 第 25 類  
 指定商品 履物，運動用特殊靴

原告ら(アディダス アーゲー、アディダス インターナショナル マーケティング ベー ヴェー)は，平成 22 年 12 月 3 日，特許庁に対し，本件商標登録の無効を求めて審判(無効 2010 - 890100 号事件)を請求した(以下「本件審判請求」という。)。特許庁は，平成 23 年 6 月 8 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決(以下「審決」という。)をし，その謄本は同月 16 日に原告に送達された。

- 2 審決の理由

審決の理由は，別紙審決書写しのとおりであり，その要旨は次のとおりである。

- (1) 商標法 4 条 1 項 15 号について

本件商標と下記引用商標 1 ~ 23 (以下，原告らの使用に係る 3 本線を基調とする商標(以下「原告使用商標」という。))を含め，総称して「引用商標」

という。)とは、十分に区別し得る別異の商標というべきものであるから、被請求人(被告)が本件商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者・需要者をして、引用商標を連想又は想起させるものとは認められず、その商品が請求人ら(原告ら)又は同人と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのごとく、その商品の出所について混同を生じさせるおそれはない。また、引用商標の出所表示機能を希釈化させることにもならないものといわなければならない。

したがって、本件商標の登録は、商標法4条1項15号に違反してされたものということとはできない。

(2) 商標法4条1項7号について

本件商標は、引用商標を模倣したものと直ちに認め難いから、本件商標が引用商標の信用力・顧客吸引力にフリーライドしたり、不正の目的をもって採択されたものとは認められず、本件商標をその指定商品に使用しても、直ちに社会一般道徳及び国際信義に反するものではなく、公の秩序を害するおそれもない。

したがって、本件商標の登録は、商標法4条1項7号に違反してされたものということとはできない。

記

ア 引用商標1(登録第2693722号)

商標 別紙記載2のとおり

指定商品 第9類「家庭用テレビゲームおもちゃ、携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM、スロットマシン、ウエイトベルト、ウエットスーツ、浮袋、運動用保護ヘルメット、エアタンク、水泳用浮き板、レギュレーター、電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM、メトロノーム、レコード」、第25類「運動用特殊衣服、運動用特殊靴(「乗馬靴」を除く。)、乗馬靴、仮装用衣服」及び第28類「運動用具、おもちゃ、人形、囲碁用具、将棋用具、歌がるた、さいころ、すごろく、ディスクアップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具、遊戯用器具、ビリヤード用具、釣り具」

登録出願日 昭和61年2月7日

設定登録日 平成6年8月31日

指定商品の書換登録日 平成17年9月14日

イ 引用商標2(登録第2671514号)

商標 別紙記載2のとおり

指定商品 第18類「傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄」及び第25類「履物」

登録出願日 昭和61年2月7日

設定登録日 平成6年6月29日

指定商品の書換登録日 平成17年8月17日

ウ 引用商標3(登録第2708505号)

商標 別紙記載3のとおり

指定商品 第9類「ウエイトベルト, ウエットスーツ, 浮袋, 運動用保護ヘルメット, エアタンク, 水泳用浮き板, レギュレーター, 家庭用テレビゲームおもちゃ, 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, スロットマシン, 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, メトロノーム, レコード」, 第25類「運動用特殊衣服, 運動用特殊靴(「乗馬靴」を除く。), 乗馬靴, 仮装用衣服」及び第28類「運動用具, おもちゃ, 人形, 囲碁用具, 将棋用具, 歌がるた, さいころ, すごろく, ダイスカップ, ダイヤモンドゲーム, チェス用具, チェッカー用具, 手品用具, ドミノ用具, トランプ, 花札, マージャン用具, 遊戯用器具, ビリヤード用具, 釣り具」

登録出願日 平成2年11月8日

設定登録日 平成7年7月31日

指定商品の書換登録日 平成18年1月4日

エ 引用商標4(登録第2593080号)

商標 別紙記載3のとおり

指定商品 第25類「履物」及び第26類「靴飾り(貴金属製のものを除く。), 靴はとめ, 靴ひも, 靴ひも代用金具」

登録出願日 平成2年11月8日

設定登録日 平成5年10月29日

指定商品の書換登録日 平成16年5月26日

オ 引用商標5(登録第4025668号)

商標 別紙記載3のとおり

指定商品 第24類「布製身の回り品, かや, 敷布, 布団, 布団カバー, 布団側, まくらカバー, 毛布」及び第25類「被服」

登録出願日 平成2年11月8日

設定登録日 平成9年7月11日

指定商品の書換登録日 平成20年5月28日

カ 引用商標6(登録第4180654号)

商標 別紙記載3のとおり

指定商品 第14類「身飾品(「カフスポタン」を除く。), カフスポタン, 宝玉及びその模造品」, 第18類「かばん類, 袋物, 携帯用化粧道具入れ」及び第25類「ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト」

登録出願日 平成2年11月8日  
設定登録日 平成10年8月21日  
指定商品の書換登録日 平成20年11月5日

キ 引用商標7(登録第4376378号)

商標 別紙記載4のとおり

指定商品 第25類「被服, ガーター, 靴下止め, ズボンつり, バンド, ベルト, 履物, 仮装用衣服, 運動用特殊衣服, 運動用特殊靴」

登録出願日 平成10年6月26日

設定登録日 平成12年4月14日

ク 引用商標8(登録第4378318号)

商標 別紙記載4のとおり

指定商品 第28類「遊戯用器具, ビリヤード用具, 囲碁用具, 将棋用具, さいころ, すごろく, ダイスカップ, ダイヤモンドゲーム, チェス用具, チェッカー用具, 手品用具, ドミノ用具, マージャン用具, おもちゃ, 人形, 愛玩動物用おもちゃ, 運動用具, スキーワックス, 釣り具」

登録出願日 平成10年6月26日

設定登録日 平成12年4月21日

ケ 引用商標9(登録第4376377号)

商標 別紙記載4のとおり

指定商品 第18類「皮革, かばん類, 袋物, 携帯用化粧道具入れ, かばん金具, がま口口金, 傘, ステッキ, つえ, つえ金具, つえの柄, 乗馬用具, 愛玩動物用被服類」に属する

登録出願日 平成10年6月26日

設定登録日 平成12年4月14日

コ 引用商標10(登録第4399811号)

商標 別紙記載4のとおり

指定商品 第3類「せっけん類, 香水類, その他の化粧品, 香料類, 歯磨き, つけづめ, つけまつ毛」

登録出願日 平成11年4月1日

設定登録日 平成12年7月14日

サ 引用商標11(登録第1587778号)

商標 別紙記載5のとおり

指定商品 第9類「家庭用テレビゲームおもちゃ, 携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, スロットマシン, ウェイトベルト, ウェットスーツ, 浮袋, 運動用保護ヘルメット, エアタンク, 水泳用浮き板, レギュレーター, 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM, メトロノーム, レコード」, 第25類「運動用特殊衣服, 運動用特殊靴(「乗馬靴」を除く。), 乗馬靴, 仮

装用衣服」及び第28類「運動用具，おもちゃ，人形，囲碁用具，将棋用具，歌がるた，さいころ，すごろく，ディスクアップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マージャン用具，遊戯用器具，ビリヤード用具，釣り具」

登録出願日 昭和49年12月26日

設定登録日 昭和58年5月26日

指定商品の書換登録日 平成16年9月22日

シ 引用商標12（登録第2609079号）

商標 別紙記載5のとおり

指定商品 第18類「傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄」及び第25類「履物」

登録出願日 昭和49年12月26日

設定登録日 平成5年12月24日

指定商品の書換登録日 平成16年3月3日

ス 引用商標13（登録第1423465号）

商標 別紙記載5のとおり

指定商品 第25類「被服」

登録出願日 昭和49年12月26日

設定登録日 昭和55年6月27日

指定商品の書換登録日 平成22年4月28日

セ 引用商標14（登録第2693723号）

商標 別紙記載6のとおり

指定商品 第9類「家庭用テレビゲームおもちゃ，携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，スロットマシン，ウエイトベルト，ウエットスーツ，浮袋，運動用保護ヘルメット，エアタンク，水泳用浮き板，レギュレーター，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，メトロノーム，レコード」，第25類「運動用特殊衣服，運動用特殊靴（「乗馬靴」を除く。）  
乗馬靴，仮装用衣服」及び第28類「運動用具，おもちゃ，人形，囲碁用具，将棋用具，歌がるた，さいころ，すごろく，ディスクアップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マージャン用具，遊戯用器具，ビリヤード用具，釣り具」

登録出願日 昭和61年2月7日

設定登録日 平成6年8月31日

指定商品の書換登録日 平成17年9月14日

ソ 引用商標15（登録第2704525号）

商標 別紙記載6のとおり

指定商品 第18類「傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄」，第2

5類「履物」及び第26類「靴飾り（貴金属製のものを除く。），靴はとめ，靴ひも，靴ひも代用金具」

登録出願日 昭和61年2月7日

設定登録日 平成7年2月28日

指定商品の書換登録日 平成17年6月29日

タ 引用商標16（登録第2693724号）

商標 別紙記載7のとおり

指定商品 第9類「家庭用テレビゲームおもちゃ，携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，スロットマシン，ウエイトベルト，ウエットスーツ，浮袋，運動用保護ヘルメット，エアタンク，水泳用浮き板，レギュレーター，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，メトロノーム，レコード」，第25類「運動用特殊衣服，運動用特殊靴（「乗馬靴」を除く。），乗馬靴，仮装用衣服」及び第28類「運動用具，おもちゃ，人形，囲碁用具，将棋用具，歌がるた，さいころ，すごろく，ダイスカップ，ダイヤモンドゲーム，チェス用具，チェッカー用具，手品用具，ドミノ用具，トランプ，花札，マージャン用具，遊戯用器具，ビリヤード用具，釣り具」

登録出願日 昭和61年2月7日

設定登録日 平成6年8月31日

指定商品の書換登録日 平成17年9月14日

チ 引用商標17（登録第2671515号）

商標 別紙記載7のとおり

指定商品 第18類「傘，ステッキ，つえ，つえ金具，つえの柄」及び第25類「履物」

登録出願日 昭和61年2月7日

設定登録日 平成6年6月29日

指定商品の書換登録日 平成17年8月17日

ツ 引用商標18（登録第2528490号）

商標 別紙記載8のとおり

指定商品 第14類「身飾品（「カフスポタン」を除く。），カフスポタン，貴金属製のがま口及び財布」及び第18類「かばん類，袋物，携帯用化粧道具入れ」

登録出願日 平成2年12月14日

設定登録日 平成5年4月28日

指定商品の書換登録日 平成16年12月15日

テ 引用商標19（登録第2160863号）

商標 別紙記載9のとおり

指定商品 第25類「運動用特殊衣服，運動用特殊靴（「乗馬靴」を除

く。)、乗馬靴、仮装用衣服」及び第28類「運動用具、おもちゃ、人形、囲碁用具、将棋用具、歌がるた、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具、遊戯用器具、ビリヤード用具、釣り用具」

登録出願日 昭和62年5月29日

設定登録日 平成元年8月31日

指定商品の書換登録日 平成21年7月22日

ト 引用商標20(登録第2190105号)

商標 別紙記載9のとおり

指定商品 第25類「履物」

登録出願日 昭和62年5月29日

設定登録日 平成元年11月28日

指定商品の書換登録日 平成21年8月19日

ナ 引用商標21(登録第2147023号)

商標 別紙記載9のとおり

指定商品 第25類「被服」

登録出願日 昭和62年5月29日

設定登録日 平成元年6月23日

指定商品の書換登録日 平成21年4月30日

ニ 引用商標22(登録第2199877号)

商標 別紙記載9のとおり

指定商品 第18類「かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ」

登録出願日 昭和62年5月29日

設定登録日 平成元年12月25日

指定商品の書換登録日 平成21年10月14日

ヌ 引用商標23(登録第4522864号)

商標 別紙記載10のとおり

指定商品 第25類「運動靴、ウォーキングシューズ、サッカー靴、バスケットボール靴、野球靴、テニス靴、陸上競技用靴、ランニングシューズ、ゴルフ靴、ラグビー靴、体操用靴、バレーボール靴、ハンドボール靴、登山靴、トレッキングシューズ、トレーニングシューズ」

登録出願日 平成12年4月6日

設定登録日 平成13年11月16日

#### 【判断】

当裁判所は、原告ら主張の取消事由1は理由があり、審決は取り消されるべきであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 取消事由1（商標法4条1項15号該当性の判断の誤り）について

(1) 審決は、本件商標の構成について、「別掲(1)(判決注：本判決別紙記載1)に示したとおり、仮想垂直線に対し左方向にやや傾けた輪郭線で描いた細長い4本の台形様図形を等間隔で、仮想底辺に対し右上がりに配し、その4本の台形様図形は右端に位置するものが左端のものよりやや長くなるように左端から右方向に順次長く表され、それぞれの台形様図形は平行に向かい合う二辺の各々に沿って表示された2本のステッチ状の模様とその間に均等間隔に表示された多数の小さな丸点が描かれているものである」(審決11頁11行～17行)と認定した上、引用商標と対比し、本件商標は、4本の細長い台形様図形から構成されているのに対して、引用商標の図形部分は、いずれも3本の短めの台形様図形等から構成されている点、本件商標を構成する4本の台形様図形には長短の差があるものの、その差異はそれ程大きな差異ではなく、4本の台形様図形が細長いものであることとも相俟って、全体の傾斜角度も比較的緩やかなものとして看取されるものであるのに対して、a)引用商標1～10、23の構成中の靴の側面に描かれた3本の台形様図形は、その長短の差がかなり顕著であって、3本の台形様図形が短めのものであることとも相俟って、全体としてかなり急な傾斜角度を有する図形として看取される点、b)引用商標11～13を構成する3本の台形様図形には長短の差があるものの、視覚的には極めて僅かなものであって、むしろ3本の台形様図形が並列しているかのごとき印象を与えるものである点、c)引用商標14～17の3本の平行四辺形様図形に至っては均等な長さのものが並列しており、しかも、引用商標11～17を構成する図形は、左右の縦線が鋸の歯状の形態に描かれているものである点、d)引用商標18は、3本の二重輪郭線からなる台形様図形からなるものではあるが、それぞれの間隔が極めて狭いことから、むしろ、全体として、縞模様を有する1つの台形様図形であるかのごとき印象を与えるものである点、本件商標は、各台形様図形にはステッチ状の模様と多数の小さな丸点が表されている点において明らかな差異を有している、と指摘した上、本件商標と引用商標とは外観において相紛れるおそれはないとし、また、引用商標から「サンボンセン」、「スリーストライプス」の称呼及び「3本線」の観念が生ずるとしても、本件商標は、特定の称呼及び観念を生ずることはなく(仮に、本件商標から「ヨンボンセン」の称呼及び「4本線の図形」の観念が生ずるとしても)、両者の称呼及び観念については比較すべくもなく、十分に区別し得るものであるとして、本件商標の登録は、商標法4条1項15号に違反しないと判断した。

これに対し、原告らは、上記の点について、a)ストライプの本数が4本か3本かの違いは大きな相違点とはいえない、b)本件商標の指定商品「履物、運動用特殊靴」においては、靴の甲の側面に商標を付す表示態様が多く採用されているところ、本件商標を構成する4本のストライプの間には3つの余白部



分が存在し、当該部分が、「3本のストライプ」、「3本線」として認識されるおそれが高い、上記の点について、原告らは、3本線商標を様々な異なるデザインで長年にわたって使用しているから、需要者は、3本線がいかなるデザインで構成されているものであるかにかかわらず、3本線の存在を目印にこれが使用されている商品が原告の製造、販売に係る商品であると認識、理解する、上記の点について、「ステッチ状の模様」は、本件商標の指定商品「履物、運動用特殊靴」に商標を付す場合に生じる縫い目に相当する部分で、ありふれた形態であり、「多数の小さな丸点」は、原告使用商標のデザインとして古くから採用されているパンチング（小さな丸い孔）の模様に対応するものであると主張する。

(2) 認定

ア 本件商標

本件商標は、別紙記載1のとおり、仮想垂直線に対し左方向にやや傾けた輪郭線で描いた細長い4本の台形様ストライプを等間隔で、仮想底辺に対しやや右上がりに配し、その4本の台形様ストライプは右端に位置するものが左端のものよりやや長くなるように左端から右方向に順次長く表され、それぞれの台形様ストライプは平行に向かい合う2辺の各々に沿って表示された2本のステッチ状の模様とその間に均等間隔に表示された多数の小さな丸点が描かれているものである。

イ アディダスの商品等表示

(ア) 「3本線を基調とした引用商標（その中でも、カタログ等に表示されているものあるいはスポーツシューズに施されている種々の色彩を施されている状態のものも含めて、引用商標1及び引用商標2の図形部分、引用商標3ないし引用商標13及び引用商標23）は、本件商標の登録出願前より、我が国においても、スポーツ用品、特に、スポーツシューズをはじめとする靴の商標として、取引者・需要者の間に広く認識されていた」（審決11頁2行～8行）ことは、被告も認めるところである。

(イ) そして、証拠（甲26～67、83、84、96～112、114、128～149。枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、更に以下の事実を認めることができる。

a 原告アディダスアーゲーは、ドイツ連邦共和国ヘルツォーゲンアウラッハを本拠とするスポーツ用品メーカーであり、原告アディダスインターナショナルは、原告アディダスアーゲー及び同社が有するアディダス・グループの商標権、その他の知的財産を管理運用するためにオランダ王国アムステルダムに設立された原告アディダスアーゲーの子会社である。登録に係る引用商標1～6、11～23は原告アディダスアーゲー名義で登録され、引用商標7～10は原告アディダスインターナショナル名義で登録されている。

b アディダスは、昭和24年、別紙記載5のような3本線を基調とする商標（以下、細部のデザインの相違を捨象した3本線を基調とする商標を「スリーストライプス商標」という。）を採用し、これを甲の両側面にサイドラインとして付したデザインの運動靴の製造、販売を開始した。

以降、アディダスは、スリーストライプス商標を、甲の側面に付したデザインの運動靴の製造、販売を継続し、スリーストライプス商標を付したアディダスの運動靴は、昭和27年の第15回オリンピック大会（ヘルシンキ大会）では西ドイツ代表選手により使用され、その後も、多くのオリンピック大会、サッカーのワールドカップ大会、テニスの国際大会などにおいて、各国の代表選手らによって使用され、このことは、スリーストライプス商標を付した運動靴の写真と共に、アディダスのカタログ、雑誌広告、スポーツ紙等において紹介された。

c アディダスは、平成元年から平成8年頃まで、アディダスの商品カタログの裏表紙や雑誌掲載広告において、スリーストライプス商標と共に、「3本線はアディダスの登録商標です」（甲35）、「ハイテクを秘めた3本線」（甲57）、「勝利を呼ぶ3本線」（甲57）、「勝利をめざす三本線……スリーストライプス」（甲62）との宣伝文句を用いた広告を行った。

d 我が国において、昭和46年頃から平成10年までは、当時アディダスの商標の日本における使用権者であった株式会社デサント（途中、兼松スポーツ用品株式会社を含む。）を通じて、アディダス製の運動靴等が販売され、これらの商品にはスリーストライプス商標が使用された。これに続く平成11年1月から現在に至るまでは、原告アディダスアーゲーの子会社として設立されたアディダスジャパン株式会社によって、アディダス製運動靴の販売が継続され、スリーストライプス商標が使用されている。

e アディダスの製造、販売に係る運動靴におけるスリーストライプス商標の使用態様は、昭和24年から現在まで、いずれも靴の甲の両側面の靴底とアイレットステイ（靴紐を通す穴が設置される部分）を結ぶ位置にサイドラインとして付されている。そして、アディダスが運動靴の甲の両側面に付したスリーストライプス商標の具体的な構成には、使用時期や製品によって、ストライプの長短、幅、間隔、傾斜角度、輪郭線の形状等、細部のデザインが異なる様々なものが存在する。

また、アディダス製の運動靴において、甲の両側面に付されたスリーストライプス商標の各ストライプの向かいあう2つの長辺に沿ってその内側に2本のステッチ状の模様のあるものが多数存在し、3本のストライプ間中央又はストライプ中央にストライプに沿って直線上に多数のパンチング（小さな丸い孔）模様のあるものも存在する。

#### ウ 取引の実情

証拠（甲26～64，83，84，88，96～112，115，116，121，128～149，153～159，乙30，31，36，37。枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば，運動靴においては，靴の甲の側面に商標を付す表示態様が多く採用されていること（ただし，靴の構造上，引用商標23のようにスリーストライプ等の図形のみであり，文字のロゴがないものがほとんどである。），そのような態様で付された商標においては，商標上端部はアイレットステイと重なり，下端部は靴底と甲の接合部と重なるため，商標の上下両端部における構成は視認しにくいこと，また，4本線商標を靴の甲の側面に付したもののうち，4本線とそれらの間に存在する3つの空白部分とを，2色で別々に塗り分けるなどすると（例えば甲121，被告販売商品であるスニーカー），これを見た場合，4本線の部分と3つの空白部分のいずれが強い印象を与えるか（4本線か3本線か），外観において紛れる場合が見受けられること，が認められる。

### (3) 判断

ア 上記(2)イに認定した事実によれば，運動靴の甲の両側面（靴底とアイレットステイを結ぶ位置）にサイドラインとして付されたスリーストライプス商標（細部のデザインの相違を捨象した3本線を基調とする商標）は，スリーストライプという語が必要者の間に用語として定着していたかはともかく，本件商標の登録出願時である平成17年5月25日及び登録査定時である同年10月28日において，我が国において運動靴の取引者，需要者に，3本線商標ないしスリーストライプス商標といえはアディダス商品を想起するに至る程度に，アディダスの運動靴を表示するものとして著名であったものと認められる。スリーストライプス商標の具体的な構成には，使用時期や製品によって，ストライプの長短，幅，間隔，傾斜角度，輪郭線の形状等，細部のデザインが異なる様々なものが存在するが，これら細部の相違は，スリーストライプス商標の基本的な構成である3本のストライプが与える印象と比較して，看者に異なった印象を与えるほどのものではないというべきである。

イ 本件商標は，上記(2)アのとおり，細長い4本の台形様ストライプからなるものであるが，その指定商品「履物，運動用特殊靴」に属する運動靴においては，同様に認定したとおり，靴の甲の側面に商標を付す表示態様が多く採用され，そのような態様で付された場合，商標の上下両端部における構成が視認しにくく，また，4本線の部分とそれらの間に存在する3つの空白部分につき，4本線か3本線かが紛れる場合が見受けられるのであり，その場合，参考図（別紙記載11a，b）のような構成のものと区別することが困難であるともいえる。

そして，4本線商標とスリーストライプス商標との相異の程度について，別の角度から検討すると，本件商標の構成と同様に4本の長短のある台形様図形をやや傾けて互いに平行に等間隔で配置してなる4本線商標（引用商標

1, 2の図形部分に似た白色の4本線のもの1件, 黒色の4本線のもの3件)の事例について, 特許庁において, アディダスの業務に係る商品と出所混同を生ずるおそれがあり, 商標法4条1項15号に該当するとの認定がなされ, 登録無効審決又は登録取消決定が確定していることが認められる(甲93の1, 2, 甲94, 122~127)。

そうすると, 運動靴の甲の側面に付された本件商標に接した取引者, 需要者は, 本件商標の上下両端部における構成が視認しにくい場合や, 本件商標から, 4本の細長いストライプではなく, それらの間に存在する空白部分を3本のストライプと認識する場合などがあり, これらのことから, 3本のストライプから著名なアディダスのスリーストライプス商標を想起するものと認められる。また, 4本線商標かスリーストライプス商標かという相異についても, 靴の甲の側面に商標として付された場合, さほど大きな区別のメルクマールになるものとはいえない。

さらに, 本件商標は, 4本線商標というのみならず, 台形様図形の向かい合う2辺の各々に沿って表示された2本のステッチ状の模様とその間に均等間隔に表示された多数の小さな丸点が描かれている点において, 引用商標と異なることは確かであるが, アディダスのスリーストライプス商標の付された運動靴において, 甲の両側面に付されたスリーストライプス商標の各ストライプの向かいあう2つの長辺に沿ってその内側に2本のステッチ状の模様(これは商標を靴の甲の側面に付す場合の縫い目のようにも見える。)のあるものが多数存在し, 3本のストライプ間の中央部又はストライプ中央部にストライプに沿って直線上に多数のパンチング(小さな丸い孔)模様のあるものも存在することを考慮すると, 本件商標の「2本のステッチ状の模様」及び「多数の小さな丸点」は, 本件商標の構成において, 格別の出所識別機能を発揮するものと認めることはできない。

ウ 以上検討したところによれば, 単に本件商標と引用各商標との外観上の類否を論ずるだけでは足りないのであって, 本件商標と引用各商標(アディダスの著名商標)との構成態様より受ける印象及び両商標が使用される指定商品の取引の実情等を総合勘案すると, 本件商標を指定商品「履物, 運動用特殊靴」に使用したときは, その取引者, 需要者において, 当該商品がアディダスの業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって, 本件商標は, 商標法4条1項15号に該当し, 原告ら主張の取消事由1は理由があるから, その余の点について判断するまでもなく, 審決は違法として取り消されるべきである。

## 2 結論

よって, 審決を取り消すこととして, 主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. 商標とは、市場に流通する商品や役務についての目印であるから、人はその目印のために自他の識別力を有するものを創作する。ここに目印の創作というやや大袈裟であるが、この世にありふれた言葉文字であったとしても、それを特に選んで使うことを決めた場合は、その商品や役務の分野において他人が使用していなければ、そのような目印の選定は広義の創作として商標登録され保護を受けることができる。

このような商標の創作の面を見ると、商標法もまた知的財産権法の一分野を占めているということができが、同じ目印である図形となると、その創作性はより顕著になる。(立体的形状となれば、その商品の形状デザインの創作として、さらに顕著である。)

2. そこで、登録無効審判の請求対象となった被告の本件商標について見ると、4本の細巾帯の輪郭線の内側に縫い目点線が入り、この中央部に小円孔が7～8個入っているものであり、これを商標における「図形」と見ると、かなり高度な創作性を感受する。このような特異な図形標章は、一体商品のどこに表示することになるのかを次に考えることになる。

すると、その指定商品は、「履物，運動用特殊靴」と記載されているところを見ると、看者(需要者)は、思い当たる似たような商標が、すでにドイツ製の運動靴に使用されていることを直に想起するだろう。案の定、引用商標1～23の商標権者である原告(審判請求人)は、本件商標に対して登録無効審判を請求したのである。そして、本件商標の場合は、典型的な観念類似の例といえるだろう。ということは、本件商標を付した商品と引用商標を付した商品とは、その離隔的観察において需要者は、その出所の混同を起すことが容易に想定されるからである。

原告は、同一の観念態様に成る引用各商標を、使用商品の使用箇所に合わせてどのように構成態様を変形しているが、いずれも共通の観念を有するものであることに変わりはない。

3. これに対し審決の考え方は、商標の非類似性の判断において、本件商標と引用商標3とは「十分に区別し得る」商標であるとか、「連想又は想起させるものとは認められ」ない商標であるとか、「商品の出所に混同を生じさせるおそれはない」商標であるとか、「引用商標の出所表示機能を希釈化させることにもならない」商標であるとか、反対の立場からの理由を説示している。しかし、この説示は客観性に乏しいやや偏向した主観的な見方としか思えない。もっと引用商標の商標権者である原告(審判請求人)が主張立証しているアディダス標章を客観的かつ公平に評価してもよいのではなかろうか。

4. ところで、本件において、原告が商標法4条1項11号の適用を主張せず、15号の適用を主張したり、7号の適用を主張したのは、引用商標らとの間に類似性はない商標であると思っていたのかも知れないが、それはおかしい。けだし、仮に外観に類似性はなくとも、離隔的観察において、観念に類似性は十分認められるからである。

また、商標法4条1項15号では「混同を生ずるおそれがある商標」を拒絶の対象とするが、同条項11号でも「他人の登録商標に類似する商標で、その登録商標に係る指定商品に類似する商品に使用する商標」を拒絶するのは、商品出所の混同を生ずるおそれがある商標だからである。両規定の違いは、商品の類否によって適用を異にするだけである。

5. そこで、不明な点は、原告は、本件商標に対して商標法4条1項15号の適用を主張し、なぜ商標法4条1項11号の適用を主張しなかったのだろうか。前記した観念類似の考え方は11号違反の場合を想定しているのであり、15号適用の場合は11号を除外しているのである。

これについて裁判所は、端的に観念類似とはいわず、両商標を対比して「外観上の類似を論ずるだけでは足りないので」「構成態様より受ける印象及び両商標が使用される指定商品の取引上の実情等を総合勘案すると」というきわめて曖昧な観点を基準としているから、説得力に欠けるうらみがある。

商標法4条1項15号は、11号が適用される同一又は類似の商品の範囲にはない非類似商品間における出所の混同の場合に広く適用される規定であるところ、本件商標と引用商標との場合にあっては、同一又は類似の商品間における問題であるから、適用すべき規定は11号であって15号ではない。すると、本件判決は登録無効とすべき適用条文を誤った判決であると批判されても仕方ないだろう。

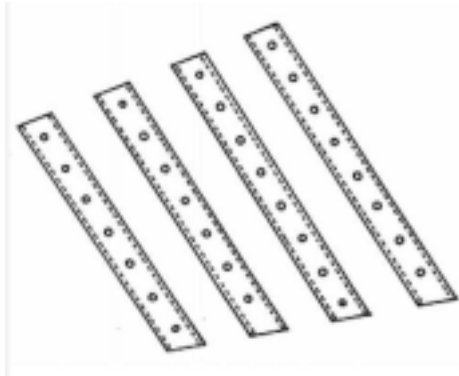
しかしながら、この瑕疵は、審決取消し後の差戻し審において修正することができるだろうから、原告の立場の有利さは、実質的には変わらないだろう。

なお、裁判所は、原告が主張した商標法4条1項7号については全く触れていないが、当然である。けだし、本件にあっては私人間の争いである以上、公序良俗という公け上の争いが問題となることはあり得ないからである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

1 (本件商標)



2 (引用商標 1, 2)



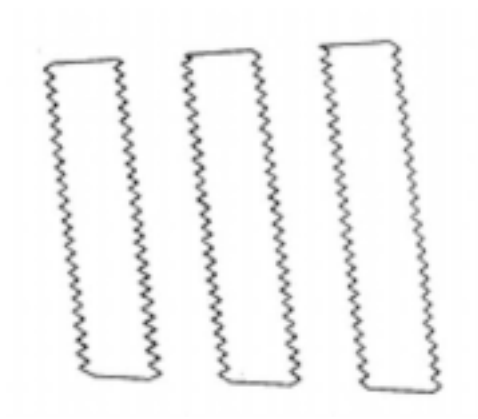
3 (引用商標 3 ~ 6)



4 (引用商標 7 ~ 10)



5 (引用商標 1 1 ~ 1 3 )



6 (引用商標 1 4 , 1 5 )

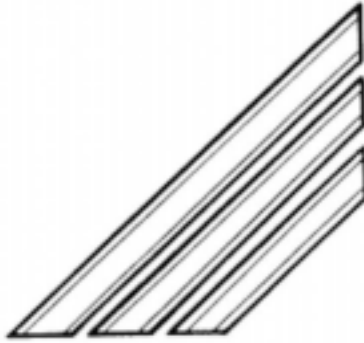


7 (引用商標 1 6 , 1 7 )





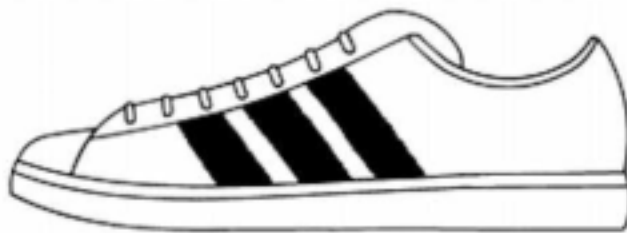
8 ( 引用商標 1 8 )



9 ( 引用商標 1 9 ~ 2 2 )

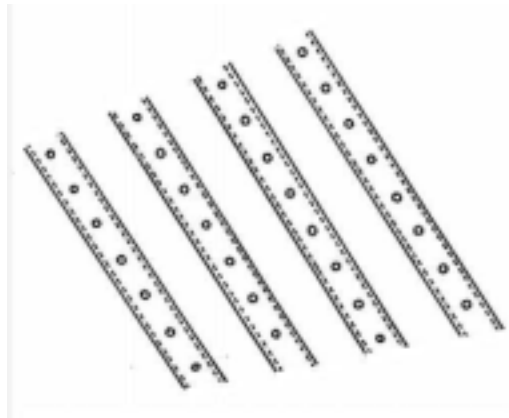
**THE BRAND WITH THE 3 STRIPES**

1 0 ( 引用商標 2 3 [ 立体商標 ] )



1 1 (参考図)

a



b

